

答申(案)

アジマスルフロン

食品名	残留基準値
米(玄米をいり)	ppm 0.02

シフルフェナミド(Cyflufenamid)

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミドキシム骨格を有する殺菌剤 作用機構は解明されていないが、麦類、いちご、メロン等のうどんこ病及びもも、おうとう等の灰星病に防除効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	麦類、いちご、メロン等/うどんこ病 もも、おうとう等/灰星病										
我が国の登録状況	麦類、いちご、メロン、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて、小麦、大麦に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.041 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 4.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:シフルフェナミド本体のみ。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>4.6</td> </tr> </tbody> </table> TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.9	幼小児(1~6歳)	10.8	妊婦	4.0	高齢者(65歳以上)	4.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	4.9										
幼小児(1~6歳)	10.8										
妊婦	4.0										
高齢者(65歳以上)	4.6										
意見聴取の状況	平成21年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 シフルフェナミド

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
小麦	0.3	0.5	○			0.020(#),0.054(\$)
大麦	0.7	1	○			0.228,0.258 (大麦参照)
ライ麦	0.7	1	○			(大麦参照)
とうもろこし		1				
そば		1				
その他の穀類	0.7	1	○			(大麦参照)
トマト	0.5	0.5	○			0.16,0.10(ニトト)
ピーマン	1	1	○			0.058,0.342(\$)
なす	0.3	0.5	○			0.051,0.066
その他のなす科野菜		1				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.5	○			0.060,0.054/0.020,0.018
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3	0.5	○			0.096(#),0.034(#)
しろうり	0.2	0.5	○			0.005(#),0.026(#)\$
すいか	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
メロン類果実	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005/<0.005,<0.005
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.067(#),0.024(#)(とうがん) 0.116(#)\$,0.036(#)(にがうり)
オクラ		1				
その他の野菜		0.5				
その他のかんきつ類果実		5				
りんご	0.7	1	○			0.150(#),0.272(#)\$ /0.099(#),0.087(#)
日本なし		1				
西洋なし		1				
マルメロ		1				
びわ		0.1				
もも	0.05	0.1	○			<0.005(#),0.011(#)\$
ネクタリン		1				
あんず(アプリコットを含む。)		5				
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	5	○			0.088(#),0.056(#)
うめ		5				
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			0.636(#),1.80(#)\$
いちご	0.7	5	○			0.273,0.170/0.013,0.046
ラズベリー		5				
ブラックベリー		5				
ブルーベリー		5				
クランベリー		5				
ハuckleベリー		5				
その他のベリー類果実		5				
ぶどう		5				
かき	0.5	1	○			0.152(#),0.178(#)
バナナ		1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		1				
アボカド		1				
パイナップル		1				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし		5				
その他の果実		5				
その他のスパイス		5				
その他のハーブ		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シフルフェナミド

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.7
ライ麦	0.7
その他の穀類(注1)	0.7
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3
しろり	0.2
すいか	0.02
メロン類果実	0.02
その他のうり科野菜(注2)	0.5
りんご	0.7
もも	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.7
かき	0.5

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。